

# **タカラ製エアバッグリコールの 未改修車両を車検で更新しない措置の 対応手順書**

**一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会**

**国内自動車メーカー8社**

いすゞ自動車株式会社・株式会社SUBARU・ダイハツ工業株式会社・トヨタ自動車株式会社  
日産自動車株式会社・本田技研工業株式会社・マツダ株式会社・三菱自動車工業株式会社

## ■ 本編

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| 1. メーカーと系列ディーラーの業務概要 | P-3     |
| 2. 整備事業者の業務概要        | P-4～6   |
| 3. 制度全体フロー（概要イメージ）   | P-7     |
| 4. 改修時のフローと業務のポイント   | P-8     |
| 5. 繼続検査申請時の処理        | P-9     |
| ① 指定工場               | P-9     |
| ② 認証工場               | P-10    |
| 6. 改善措置済証（サンプル）      | P-11    |
| 7. 改造車等の処理           | P-12    |
| 8. メーカー相談窓口の対応       | P-13    |
| 9. Q&A               | P-14～17 |

## ■ 関連資料

- |                             |         |
|-----------------------------|---------|
| リコール検索システムの活用 《 日整連ホームページ 》 | P-19～20 |
| メーカーお問い合わせ先一覧               | P-21    |

## 「未改修車両を車検で通さない措置」メーカーと系列ディーラーの業務概要

### 1. 対象車両の登録（メーカー）

メーカーは、タカタ製エアバッグリコールの未改修車両のうち、平成23年3月31日※までの製造車両について、車検で通さない措置の対象として国土交通省の自動車登録検査業務システム（MOTAS）に3月31日までに登録することが義務付けられています。

※ 一部の車種で平成24年3月までの製造車両が含まれます

### 2. 「改善措置済証」の交付（ディーラー）

1. 対象とされた車両で、4月1日以降にリコールを改修した場合は、ディーラーの各店舗にて、「改善措置済証」を必ず交付するよう義務付けられています。

また、ハンドルが改造してある車両等において、車検で通さない対象から除外する場合にも、「改善措置済証」を交付するよう規定されています。

**MOTASに改修実績が反映されるまでに継続検査等を受ける場合には、「改善措置済証」が必要になります。**

整備事業者の皆様は、**ディーラーより「改善措置済証」必ず受け取るよう注意してください。**

### 3. 改修実績の報告（ディーラー／メーカー）

メーカーには、対象車両のリコールを改修した際には、遅滞なく国土交通省に報告することが義務付けられています。

## 2. 整備事業者の業務概要 「整備事業者に係る細部取扱」 1/3

P-4

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領」(平成29年12月8日付国自審第1579号の5、国自技第171号の5、国自整第233号の5、国自情第177号の5)の整備事業者に係る細部取扱いについて

### 1. 適用日の整理

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」(平成29年12月8日付国土交通省告示第1154号)は、平成30年5月1日以降に継続検査等の申請を行う際に適用となります。4月30日以前に保安基準適合証を交付した車両であって申請が5月1日以降となった場合及び4月30日以前に予備検査証を取得した車両であって新規登録が5月1日以降となった場合には、対象となりますので留意願います。

### 2. 検索システムによる事前検索

- (1) ユーザー等から車検の予約や入庫の連絡を受けたときは、未改修車両かどうかを調べるための車両の情報(メーカー名及び車台番号)をユーザー等に確認し、検索システム(各自動車メーカーのホームページ又はスマートフォンの検索用アプリ等)で事前に検索をお願いします。
- (2) 検索用アプリ等を使えず、未改修車両かどうかを調べることができない場合は、各自動車メーカーの問い合わせ先へ連絡し、車台番号を伝えて、未改修車両かどうかを確認して下さい。

### 3. 未改修車両のリコール改修に係る対応

入庫する車両が、未改修車両であることが判明した場合、ディーラー等へ連絡し、事前にリコール改修のスケジュールや段取りについて予約・調整を行い、リコール改修を受けて下さい。

### 4. 改善措置済証の取得

- (1) リコール改修を受けた後は、リコール改修を実施したディーラー等から、改善措置済証を取得して下さい(平成30年4月1日以降に発行開始)。また、自動車検査証等と合わせて保管をお願いします。
- (2) 継続検査等の申請時に、改善措置済証の本紙を申請書類とともに窓口へ提出をお願いします。

### 5. 未改修車両の再申請

- (1) 自動車登録検査業務電子処理システム(以下「MOTAS」という。)により未改修車両と判断され、かつ改善措置済証の提出がない場合、提出書面不備として扱うため、次の書面の返却を受けて下さい。

#### ①持込検査の場合

通知文・自動車検査証等(備考欄に「特例告示対象」の旨を朱色で記載又は押印されます。)・申請書・重量税納付書・その他提出した書面。

※審査結果通知書は返却されません。

#### ②指定整備の場合

通知文・自動車検査証等(備考欄については①と同様)・申請書・重量税納付書・保安基準適合証・その他提出した書面。

- (2) その後は速やかにディーラー等へ連絡し、リコール改修を受けて下さい。

リコール改修を受けた後、リコール改修を実施したディーラー等から改善措置済証を取得し、次の期間内に再申請して下さい。この場合の再申請については、現車提示は必要なく、手数料は初回に貼付した印紙が有効となります。

#### ①持込検査の場合

審査結果通知を受けた日から15日間。(審査結果通知書を提出した運輸支局等に再申請する場合に限ります。)

15日を過ぎて再申請する場合は、手数料を納付し再度検査を受ける必要があります。

#### ②指定整備の場合

検査の日から15日間。

15日を過ぎて再申請する場合は、持込検査に切り替える等の対応が必要となります。

- (3) 再申請の際は、自賠責保険証・自動車税納税証明書(軽自動車税納税証明書を含む。)・車庫証明書・印鑑証明書・使用者住所確認書類・希望ナンバー予約票等の有効期限にも留意して下さい。

### 6. 未改修車両に交付した保安基準適合証の取扱い

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領」(平成29年12月8日付国自審第1579号、国自技第171号、国自整第233号、国自情第177号)(以下「通達」という。)第6条により、特例告示の規定は保安基準適合証の交付時には適用されないため、指定自動車整備事業者が、万が一未改修車両に保安基準適合証を交付し、継続検査等の申請時にMOTASにより未改修車両であることが判明した場合であっても、保安基準不適合車両に保安基準適合証を交付したことにはなりません。

また、5.(1)①又は②により自動車検査証等に「特例告示対象」の旨を朱色で記載又は押印がされている車両について、保安基準適合証を交付した場合であっても同様です。

### 7. 限定自動車検査証の取扱い

MOTASにより未改修車両と判断され、かつ改善措置済証の提出がない場合は、提出書面不備として扱うため、通達第5条第3項のとおり、リコール未改修であることのみをもって限定自動車検査証の交付を受けることはありません。ただし、この場合において、独立行政法人自動車技術総合機構の審査において保安基準不適合箇所があった場合には、通知文及び限定自動車検査証の交付を受けることとなりますので、保安基準不適合箇所があった場合は、その日のうちに限定自動車検査証の交付及び未改修車両かどうかの判断を受けるようにして下さい。

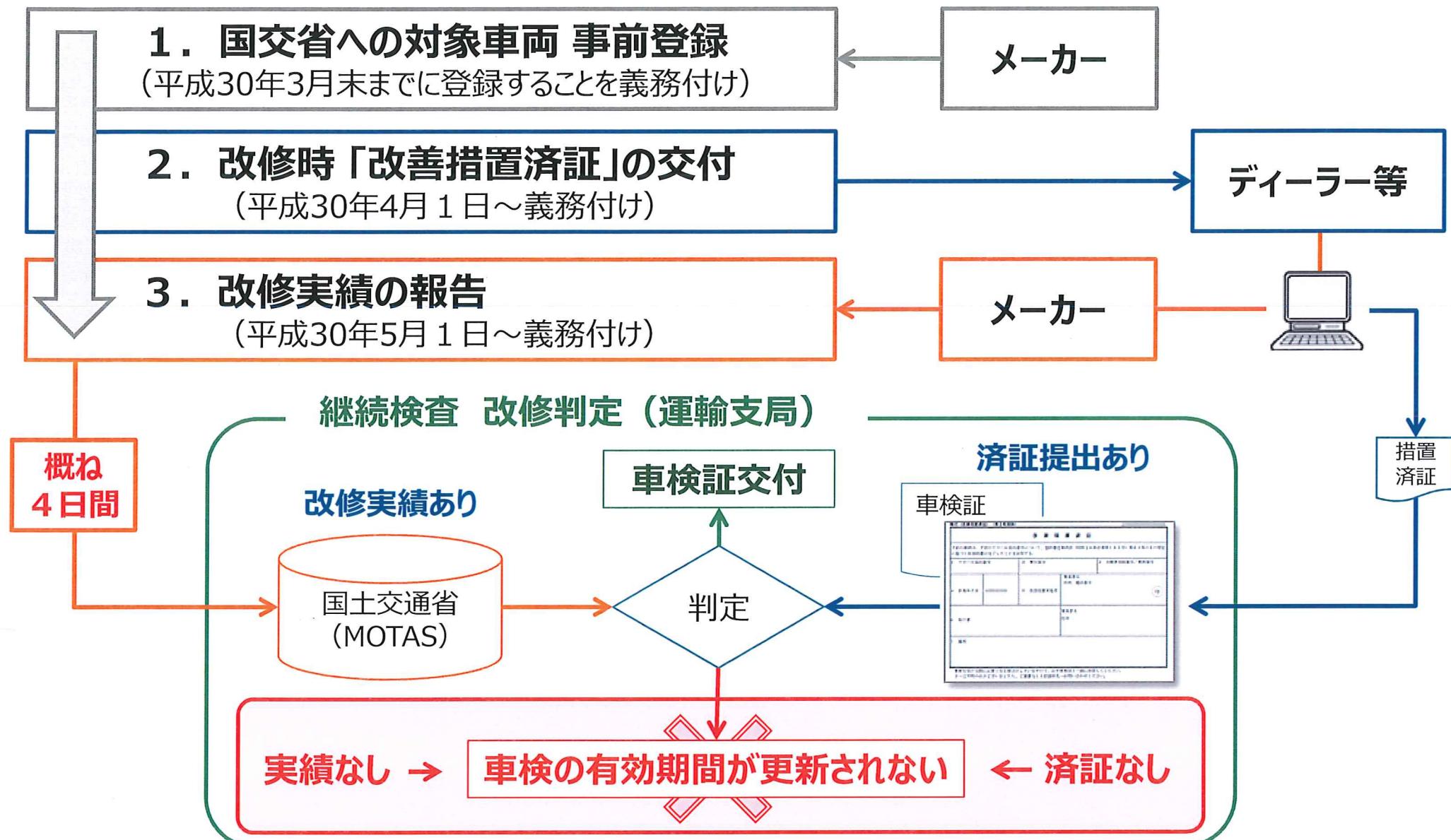
### 8. 未改修車両のOSS申請

OSS申請については、未改修車両であった場合は申請時点で申請が却下されます。この場合において、ディーラー等でリコール改修を受け、改善措置済証を取得後、MOTASへのリコール改修済の情報が反映されるまでに概ね4日程度(閉庁日を除きます。)かかることから、改修後、再度OSS申請を行う場合にあっては、保安基準適合証の有効期間(検査の日から15日間)に留意して下さい。

なお、リコール改修後、OSS申請から改善措置済証及びOCRシート申請書等の窓口への提出による申請に切り替える場合は、OCRシート申請書に使用者から押印又は署名をもらう必要があることに留意して下さい。

### 3. 制度全体フロー（概要イメージ）

P-7



車検と同時の改修作業ではなく **事前の改修促進が重要**

## 4. 改修時のフローと業務のポイント 《車検前に改修するケース》

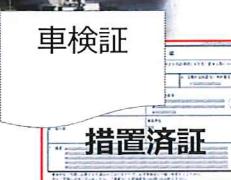
P-8

作業項目	お客様	整備事業者	ディーラー等	業務のポイント
お客様へ改修のご案内 日程調整				<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客リストより、事前にリコール検索システムにて「車検が通らない」対象であることの確認をお願いします</li> </ul>
ディーラー等へ改修依頼 (予約)				<ul style="list-style-type: none"> <li>ディーラー等に車台番号を連絡</li> <li>部品手配と作業予約</li> </ul> <p>☆ 事前に車両情報をFAXしておけば手配がスムーズに進みます</p>
改修作業実施				<ul style="list-style-type: none"> <li>整備事業者(お客様)車両搬入</li> </ul> <p>☆ ディーラー等に引取・納車を希望する際は予約時に相談して下さい</p>
「改善措置済証」交付				
車両・書類受領				<ul style="list-style-type: none"> <li>受領時に車検証の車台番号と一致していることを確認</li> </ul> <p>☆ 紛失防止のため車検証にホチキス止めしてください</p>
お客様へお引き渡し				<ul style="list-style-type: none"> <li>車検証に添付した「改善措置済証」が車検に必要となることをご説明</li> </ul>

## 5. 継続検査申請時の処理

### ① 指定工場

P-9

作業項目	お客様	整備事業者	ディーラー等	業務のポイント
受入れ検査 エアバッゲリコール 改修状況の確認	 	 		<ul style="list-style-type: none"> <li>リコール検索システムで確認</li> </ul>
ディーラー等へ 改修依頼 (予約)		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>対象外 又は 実施済</span> <span>未改修</span> </div>		<ul style="list-style-type: none"> <li>最寄りのディーラー等に車台番号を連絡し部品手配等を事前に予約            ☆ディーラー等に引取・納車を希望する際は予約時に相談して下さい</li> </ul>
リコール改修作業 「改善措置済証」 発行			 	<ul style="list-style-type: none"> <li>車検証の車台番号と一致していることを確認            ☆紛失防止のため車検証にホチキス止めしてください</li> </ul>
車検整備 書類作成				<ul style="list-style-type: none"> <li>リコール改修後、車検整備を実施</li> </ul>
お引き渡し				<ul style="list-style-type: none"> <li>保安基準適合標章を発行した場合(車検証は申請後にお渡し)</li> </ul>
運輸支局 (軽検査事務所) 継続検査申請		 		<ul style="list-style-type: none"> <li>「改善措置済証」は旧車検証とともに支局(軽検査事務所)で回収            (注)継続検査OSSを活用する場合は、Q&amp;A 検4(P-13)参照</li> </ul>

## 5. 継続検査申請時の処理

### ② 認証工場

P-10

作業項目	お客様	整備事業者	ディーラー等	業務のポイント
受入れ検査 エアバッグリコール 改修状況の確認	 	 		<ul style="list-style-type: none"> <li>リコール検索システムで確認</li> </ul>
ディーラー等へ 改修依頼 (予約)		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>対象外 又は 実施済</span> <span>未改修</span> </div>		<ul style="list-style-type: none"> <li>最寄りのディーラー等に車台番号を連絡し部品手配等を事前に予約            ☆ディーラー等に引取・納車を希望する際は予約時に相談して下さい</li> </ul>
リコール改修作業 「改善措置済証」 発行			 	<ul style="list-style-type: none"> <li>車検証の車台番号と一致していることを確認            ☆紛失防止のため車検証にホチキス止めしてください</li> </ul>
車検整備 書類作成				<ul style="list-style-type: none"> <li>リコール改修後、車検整備を実施</li> </ul>
運輸支局 (軽検査事務所) 持ち込み検査				<ul style="list-style-type: none"> <li>「改善措置済証」は旧車検証とともに支局(軽検査事務所)で回収</li> </ul>
お引き渡し				

## 6. 「改善措置済証」サンプル

P-11

様式（改善措置済証）（第2条第2項関係）

管理番号 **A120001**

### 改善措置済証

下記の車両は、下記のリコール届出番号について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第63条の3第1項の届出に係る改修を実施したことを証明する。

1 リコール届出番号 <b>1234 / 2345</b>	2 車台番号 <b>ABC-1234567</b>	3 自動車登録番号／車両番号 <b>品川330あ0000</b>
4 改修作業 年月日 <b>2018年5月1日</b>	5 改修作業実施者 事業者名 住所、電話番号 <b>ディーラーの名称 住所・電話番号</b>	印 
6 発行者	事業者名 住所 <b>自動車メーカーの名称 所在地</b>	
7 備考 <b>OEM車両、職権抹消車両、再交付、ハンドル改造等の除外処理 等の場合ディーラーで記入</b>		

車検を受ける際に提出が必要となりますので、必ず車検証と一緒に保管してください。

万一ご不明の点がございましたら、ご遠慮なく上記改修作業実施者の連絡先へお問い合わせください。